

おわりに

諸外国における遺失物に関する制度及び実態の調査研究委員会における検討は、調査対象国の遺失物取扱いに関する法規・条例等の収集を行うことから開始された。また、議論の素材とするため、現地調査による運用実態の聴取を行ったが、その過程において、様々な興味深い実情が明らかになった。

とくに、文化・社会・風土の相違がある中で、各国が個々に特徴ある制度を設計・運用していること、また、物件の管理にとどまらず、社会生活における遺失物に関する人々の意識や自己責任についての感覚の相違が、遺失物の取扱い制度及び運用実態に色濃く反映されていることが判明した。ミシガン大学ロースクールのマーク・ウエスト教授が「日本の遺失物法は世界で最も成功している *finders law system* であるが、異なる歴史、社会状況下の各国においては、同一の制度を維持することは困難である。」と指摘しているのも、このことを物語るものといえよう。

当研究委員会では、まず、我が国と同様、成文法の法体系を採用している独・仏両国に調査の重点を置いた。独では、民法典第 965 条～第 984 条において遺失物に関する規定が制定されている。我が国との相違点として興味深い点は、拾得物の取扱い主体が警察ではなく、地方自治体であること、また、当局に差出の義務がある物件は価額が 10 ユーロ超のものとされており、物件の価額によって取扱いに差異があることである。仏においては、民法典第 711 条～第 717 条及び第 2279 条、第 2280 条に関連規定が見られるが、具体的な運用については各行政単位において別途条例が定められており、例えば、パリにおいては「パリ警視総監アレテ」にパリ警視庁管内での遺失物の取扱いが規定されている。パリにおいては、物件の保管期間（遺失者の権利主張期間）について価額に応じて差異が設けられている（価額が 50 ユーロ未満の物件は 3 ヶ月、50 ユーロ以上の物件は 12 ヶ月）。このように、独・仏両国では、物件の価額に応じて取扱いの実際に相違がある。一面においては、合理的な制度であると評価することも可能であるが、価額の判定を担当職員の主観において実施している現状においては、例えば、遺失者の思い入れの深い物件のように価額のつけられない物件について、遺失者と担当職員との間で見解の相違が生起する可能性も排除し得ないところであろう。

次いで、伝統的に慣習法の制度が根付いている英・米両国について調査を行った。英においては、基本的に、判例法及び判例法に基づいて定立される若干の制定法によって司法判断が行われるが、遺失物を巡る判断は判例法形成権限を有しない県裁判所において行われているため、先例拘束性を有する判例が存在しない。したがって、遺失物取扱いの実際は、行政単位毎の警察において運用マニュアルが制定されているのみである。他方、米においては、連邦及び州ともに立法権限を有しているが、国家レベルでの遺失

物関連法規は制定されておらず、州法及び特別区法において若干の規定がなされているのみであり、実態としては各警察レベルでマニュアルが整備され、差出がある場合には業務の一環として粛々と対応するという状況にある。米は、その国家形成の歴史的経緯から、例えば、ニューヨーク州は過去にオランダの植民地であり、また、カリフォルニア州はスペインの統治を受けてきたことから、州法そのものの性格や位置づけ、また、文化や慣習が区々である。米国各州の中でも、大陸法の歴史を有しているニューヨーク州における遺失物関連法規は、州法第 7 条-B§251～§258 に規定されている。ニューヨーク州においても、物件の価額に応じて差出対象や保管期間を規定しているところが特徴的である。カリフォルニア州法第 2080 条～第 2080.10 条にも遺失物取扱い関連の規定が見られる。カリフォルニア州における差出対象もニューヨーク州や独と同様に物件の価額（100 ドル）によって規定されている。米の首都ワシントン D.C.では、コロンビア特別区法§5-119.01～§5-119.19 に、首都警察によって保管されるに至った財物全般の取扱いに係る規定が見られるものの、同法の「財物」の定義は遺失物に限定されない。唯一、首都警察のトレーニングマニュアルにおいて、拾得物が警察に届けられた際の担当官の対処方法を解説しているに過ぎない。

さらに、北米にありながら大陸法の影響の強いカナダのケベック州の調査をした。同州は、旧宗主国である仏の影響を強く受けているが、州民法典第 939 条～第 946 条に規定される遺失物の取扱いにおいて、自己責任の原則が貫かれていることが注目される。拾得者は遺失物を拾得するよう「努める」義務はあるが、差出はあくまで所有権の時効取得を目的としたものであり、拾得物の保管については、拾得者あるいは差出を受けた地方自治体や警察が、「拾得者の意向によって選定」され、行うものとされている。

本調査研究を実施した結果、調査対象国それぞれにおける遺失物に関する制度や取扱い実務の状況が詳らかになった。欧米諸国においては、遺失物を遺失者に効率的に返還するための工夫がなされる一方、遺失物の取扱いの合理化も図られていること、また、その重点の置き方は国によっても異なっていることが判明した。とくに、社会的背景や文化、慣習、遺失物についての人々の意識等の相違によって、遺失物取扱いの法規あるいは運用実態に大きな差異があることが明らかとなったことは、極めて興味深い。

本調査研究の成果が、今後の我が国の遺失物取扱い行政の一助となれば幸いである。